

ちよこつと
研修

「いじめの認知」再確認を!



県央地区いじめ・体罰解消サポートセンターに寄せられる「いじめに関する相談」には、保護者と学校で認識の違いに起因すると見られる案件があります。

そこで、ここでは、事例を用いて、法に基づくいじめの認知について考えていきます。是非、学校等で対応されている案件について、次の観点を参考に進めていただければと思います。

【事例】 算数の時間、Aさんは一生懸命に問題を解いていた。隣の席のBさんは、Aさんが問題を解くことができず困っていると思い、答えを教えてあげた。しかし、もう少しで解けるところであったAさんは、答えを聞いた途端泣き出してしまった。このことでBさんは困惑してしまった。（文部科学省「いじめの認知について」より）

【いじめ防止対策推進法第2条第1項：いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

①法に基づいて事例を見てみましょう。



観
点

- 行為をした者(B)も行為の対象となった(A)も児童生徒であること。【該当】
- AとBとの間に一定の人的関係があること。【該当】
- BがAに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。【該当】
- Bの行為にAが心身の苦痛を感じていること。【該当】

以上のことから、この事例は「いじめ」に該当すると考えられます。

※かつてのいじめの定義には、「自分より弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な」との要素が含まれていましたが、法律上の定義からは、それらの要素は含まれないことに留意してください。「誰に対しても」、「期間の関係なく」、「苦痛の程度」に関わりなく認知することが大切です。

②対応について考えましょう。

○A及び保護者に対し、Aの気持ちを十分に受け止めるとともに、Bの行為には悪意がなく、善意からであることを丁寧に伝え、Bには「自分で解決する意思」の伝え方を一緒に考えます。

○B及び保護者に対し、「いじめ」という言葉を使うかどうかは、慎重にしなければなりません。Bの善意の行為であっても、Aがどのように感じ、受け止めたのかを丁寧に伝えることが必要です。今後、同様の行為が続き、Aが苦痛に思うことがあれば、定義に基づき「いじめ」にあたることを伝えることが必要となります。

学級が児童生徒の落ち着ける場所になるために

水戸教育事務所学校教育課生徒指導班では、5月から、生徒指導加配校を対象に生徒指導訪問に行っています。先生方一人一人が児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」のために尽力している姿に、感謝の気持ちでいっぱいです。

「あれ、ちょっと変だな。いつもと違うな」など何かサインを感じた時には、決して一人で抱え込まず、チームで対応をお願いいたします。

別紙「初任者向け生徒指導資料 学級が児童生徒の落ち着ける場所になるために」は、水戸教育事務所学校教育課生徒指導班が作成し訪問等で活用している資料です。校内研修や生徒指導部員会等でご活用いただければ幸いです。

